

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第308号

(地域、交企、交指)

平成28年3月24日

30年保存(口訓)

本 部 長

(沿革：令和元年6月26日生企発第408号改正)

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱の
制定について(通達甲)

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールの運用に関し「自動車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロールの運用要綱の制定について(例規)」(平成16年12月2日生企発第573号)を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、民間団体や地方公共団体等が地域防犯のために行う自主防犯パトロール（地域の防犯のために自主的に行うパトロールをいう。以下同じ。）に使用する自動車に青色回転灯を装備するために必要となる警察の証明の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 証明の要件

本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものについて、青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を適正に行うことができる旨の証明を行うものとする。

1 団体が次のいずれかに該当すること。

- (1) 県又は市町村
- (2) 県知事、本部長、署長若しくは市町村長（以下「知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成されている団体
- (3) 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する一般社団法人等、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の許可を受けた地縁による団体
- (4) (1)から(3)までに掲げる団体のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

2 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な青色防犯パトロールの実施が認められること。具体的には、申請団体の活動実績及び活動計画を踏まえて判断し、継続性の判断に当たっては、原則として週1回以上の活動があることを基準とする。

3 申請者及び青色防犯パトロールに従事する者（以下「パトロール実施者」という。）の防犯活動に関する実績、経験等を考慮の上、青色防犯パトロール活動中に、地域住民からの急訴事案があった場合又は犯罪を目撃した場合における警察への通報等について、適切に対応できると認められること。

4 青色防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

- (1) 青色回転灯は、光源が点滅するものではなく、回転式の構造であるもの

とし、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネットによる脱着取付けであってもよい。）すること。

- (2) 青色回転灯は、青色防犯パトロール以外においては点灯させないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）。
- (3) 青色防犯パトロールを実施する際は、自動車の車体に団体の名称及び青色防犯パトロール中であることを明確に表示し、本部長が交付する標章を自動車の後方から見える位置に掲示するとともに、パトロール実施者は、パトロール実施者証を携行すること。
- (4) 本部長が認めた地域以外では、青色回転灯を点灯させて青色防犯パトロールを行わないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）。

第3 証明申請等の窓口

証明申請等の窓口は、青色防犯パトロールを行おうとする地域又は行っている地域を管轄する署の生活安全担当課とする。ただし、青色防犯パトロールを行おうとする地域又は行っている地域が2署以上の管轄にわたるときは、生活安全企画課を窓口とすることができる。

第4 証明の申請手続等

1 申請手続

- (1) 署の生活安全担当課及び生活安全企画課（以下「生活安全担当課等」という。）は、第2の証明を受けようとする団体から、別記第1号様式の証明申請書及び次に掲げる書面（以下「申請書類」という。）を提出させるものとする。

ア 別記第2号様式の団体の概要

イ 別記第3号様式の自動車による自主防犯パトロールの概要

ウ 別記第4号様式の誓約書

エ 青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し

オ 青色回転灯の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面や写真、取り付ける青色回転灯の光度が分かる資料

- (2) 申請書類の提出を受けた生活安全担当課等は、申請者の適格性及び申請書類の不備について確認し、署の生活安全担当課にあっては生活安全企画課を経由して本部長に、生活安全企画課にあっては本部長に進達するものとする。
- (3) 生活安全担当課等は、次に掲げる事項に留意して申請書類の確認を行うものとする。

ア 証明申請の主体は、団体の代表者とし、申請書類には当該団体のパトロール実施者及び青色防犯パトロールに用いる自動車全てを記載していること。

イ 申請者が青色防犯パトロールに使用する自動車を他の団体から借り受ける場合（団体の構成員が使用する車両を借り受ける場合を除く。）は、借り受けた自動車についての使用承諾書を添付していること。

2 証明書、標章及びパトロール実施者証の交付

本部長は、1(1)による申請内容が第2の要件を満たすと認めるときは、申請者に別記第5様式の証明書（以下「証明書」という。）、青色防犯パトロール中であることを証する別記第6号様式の標章（以下「標章」という。）及びその実施者であることを証する別記第7号様式のパトロール実施者証（以下「パトロール実施者証」という。）を生活安全担当課等を経由して交付するものとする。

第5 証明書、標章及びパトロール実施者証の再交付手続

生活安全担当課等は、証明書、標章及びパトロール実施者証（以下「証明書等」という。）の交付を受けた団体が証明書を紛失したとき及び標章若しくはパトロール実施者証を紛失、毀損若しくは汚損したときは、当該団体に別記第8号様式の再交付申請書を提出させるものとする。

なお、標章又はパトロール実施者証を毀損又は汚損した場合は、別記第8号様式の再交付申請書に、当該き損又は汚損した標章又はパトロール実施者証を添えて提出させるものとする。

第6 証明書及び標章の記載事項変更

1 生活安全担当課等は、証明書等の交付を受けた団体が証明書に記載された事項の変更（使用車両の追加及び削除を含む。）を行おうとするときは、別記第9号様式の証明書記載事項変更申請書に、証明書及び必要な書類を添えて提出させるものとする。

2 生活安全担当課等は、1の提出を受けたときは、署の生活安全担当課にあつては生活安全企画課を経由して本部長に、生活安全企画課にあつては本部長に進達するものとする。

3 本部長は、変更後の内容が第2の要件を満たすと認めるときは、証明書を修正し、生活安全担当課等を経由して交付するものとする。

なお、標章の記載事項を修正する場合は、既に交付している標章と引き換えに新たな標章を交付するものとする。

第7 パトロール実施者の変更

1 生活安全担当課等は、証明書等の交付を受けた団体がパトロール実施者を

変更するときは、別記第10号様式のパトロール実施者変更申請書に青色防犯パトロールの実施をしないこととなる者のパトロール実施者証を添えて提出させるものとする。

- 2 生活安全担当課等は、1の提出を受けたときは、署の生活安全担当課にあつては生活安全企画課を経由して本部長に、生活安全企画課にあつては本部長に進達するものとする。
- 3 本部長は、新たに青色防犯パトロールに従事しようとする者が青色防犯パトロールを適正に行うことができると認めるときは、生活安全担当課等を経由してパトロール実施者証を交付するものとする。

第8 証明書、標章及びパトロール実施者証の返納

本部長は、証明書等の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを実施しなくなったときは、別記第11号様式の返納届に当該証明書等を添えて、速やかに生活安全担当課等を経由して返納させるものとする。

第9 証明の取消し

- 1 本部長は、証明書等の交付を受けた団体が次に掲げる事項に該当すると認めるときは、証明を取り消すものとする。
 - (1) 青色防犯パトロールを停止したとき。
 - (2) 証明の申請内容に虚偽があつたとき。
 - (3) 青色防犯パトロールを適正に実施する団体に該当しなくなったとき。
 - (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないとき。
 - (5) パトロール実施者が受講すべき講習を受講しないとき。
 - (6) 配達、通勤、その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを実施したときなど、適切な青色防犯パトロールの実施が困難であるとき。
 - (7) 団体が青色防犯パトロールの方法に違反したとき及び団体が不適切な活動を行ったとき。
 - (8) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。
 - (9) 改善指導を行ったが是正されないとき（軽微な違反で指導により改善が可能な場合に限る。）。
- 2 本部長は、証明を取り消す場合は、別記第12号様式の証明取消通知書により団体に証明を取り消す旨を通知するとともに、速やかに返納届、証明書、標章及びパトロール実施者証を生活安全担当課等を経由して返納させるものとする。

第10 運輸支局等における手続

1 自動車検査証への記入

本部長は、証明書を交付するに当たっては、申請者に対し次の事項を指導

するものとする。

- (1) 青色防犯パトロールに使用する自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に基づく新規検査を受ける場合は、証明書の写しを提出し、申請すること。
- (2) 青色防犯パトロールに使用する自動車が有効な自動車検査証の交付を受けているものであるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会（以下「運輸支局等」という。）に証明書の写しを提出して道路運送車両法第67条の規定により自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記入を受けること。

2 記入事項の削除

- (1) 本部長は、第6により使用自動車の削除があったとき、第8により証明書等の返納があったとき又は第9により証明を取り消したときは、証明書等の交付を受けていた団体に対し、青色防犯パトロールに使用していた自動車の自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」の記載の削除について運輸支局等に申請するよう指導するものとする。
- (2) 本部長は、第8により証明書等の返納があったとき又は第9により証明を取り消したときは、別記第13号様式の（返納・取消）連絡票により生活安全担当課等を経由して運輸支局等に通知するものとする。
- (3) 本部長は、運輸支局等が青色防犯パトロールに使用する自動車の使用者から道路運送車両法第67条第1項に基づく氏名又は使用の本拠の位置を変更する申請を受けたときは、自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」の記載を削除するとともに、証明書を確認し、当該使用者が第6の変更手続を行っていないければ、別記第14号様式の記載事項の変更連絡票を本部長に送付するよう教示するものとする。

第11 その他

1 警察車両との識別措置

青色防犯パトロールに使用する自動車の色が白と黒のツートンである場合は、一般住民に警察車両との誤解を与える可能性があるとともに各種警察活動に支障を及ぼすおそれも認められるため、当該自動車の車体には「防犯パトロール」等と大きく表示して警察車両と明確に識別できるような措置を執るよう指導すること。

2 違反車両の取締り

有効な自動車検査を受けない自動車を用いて青色防犯パトロールを実施した場合は、道路運送車両法第99条の2「不正改造等の禁止」（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）違反となるため、違反を認知した際は、指導取締

りを行うなど厳正に対処すること。

なお、運輸局長は、道路運送車両法第54条の2により、整備命令又は使用停止命令を発することができる（命令に違反したときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課せられることとなる。）。

3 防犯パトロール講習

青色防犯パトロール活動を行うことが予定される団体の会員に対しては、地域住民から急訴事案の届出を受理した際における警察への通報等や青色防犯パトロールにおける留意事項を習得するために、生活安全企画課担当者又は青色防犯パトロールを行おうとする地域を管轄する署の生活安全担当者が実施する防犯パトロール講習（以下「講習」という。）を受講し、適切な対応能力の向上に努めるよう指導すること。また、青色防犯パトロール開始以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続を確保するため、おおむね2年ごとに講習を受講させるものとする。

講習については、青色防犯パトロールを行おうとする地域を管轄する署において実施するものとし、講習を受講しない場合は、証明の取消しの対象となる。

(別記様式省略)